

京都府大山崎町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 議会基本条例の制定

議会は、選挙により選ばれた議員で構成された町民の代表であり、首長とともに、憲法に定められた二元代表制の一翼をなすものであり、その役割を深く自覚し、執行機関の監視、政策提言、立案等について、その機能を発揮し、町民の付託に応えなければならない。

大山崎町議会では、これを踏まえ、地方自治の本旨に基づき、町民に身近な存在である議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、二元代表制にふさわしく町民に開かれた議会運営の基本事項を定めることによって町民の付託にこたえ、福祉の向上と町政の発展を目指すことを目的に定めている。議会基本条例の制定にあたっては、議会（議員）の質向上と委員会の活発化を図るために、議会改革特別委員会で取り組む。平成 25 年から約 1 年間にわたる委員会での学習（協議・研究）を重ね、平成 26 年 9 月に制定し、大山崎町総合計画基本構想に基づく基本計画を議決事項に定め、監視機能の強化を図っている。

2. 予算決算常任委員会の設置

予算決算に関する議案の上程があった場合、その都度、予算特別委員会及び決算特別委員会を設置して審査を行ってきた。しかし平成 22 年第 1 回定例会（3 月議会）において、現下の厳しい町の財政状況を踏まえ、行財政改革を求める強い住民の意志に議会として応えとともに、議決機関としても自ら効率的な議会運営を目指すことを提案理由とし、発議により、議員定数を 16 人から 12 人とする「議員の定数を定める条例の一部改正について」を提出し、可決した。これを受け、今後の各委員会の在り方について議会改革特別委員会で協議・検討を行うこととした。同年 4 月以降において、特別委員会では予算決算に関して、引き続き監視機能等を発揮していくためにはどのように行えばよいのか、委員会構成や委員定数等について議論を重ねた結果、平成 22 年第 4 回定例会（12 月議会）より、議長及び監査委員を除く全議員を委員定数とする予算決算常任委員会を設置した。

現在、当委員会への付託議案を審査する場合、PDCA や KPI 指標、SDGs 等の多角的な視点から質疑・議論を行い、行政運営の監視や評価の強化に努めている。

3. 議会が行う町長提案の予算に対する修正

住民の代表として、住民目線により、これまで町長から提案のあった予算に対して、手

段・方法や住民への貢献度等について審議を行い、妥当な結論が見い出せなかった場合、修正動議を活発に行ってきた。

主な実績としてこれまでに、平成27年度一般会計予算に対する修正動議、平成30年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議、平成31年度一般会計予算に対する修正動議、令和元年度一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議、令和2年度一般会計予算に対する修正動議、令和2年度一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を決議し、いずれも減額修正の議決を行った。

（事績2）住民に開かれた議会

1. 議会だよりの進化

議会だよりは、定例会後の年4回発行し、町内全戸に配布している。作成に当たっては、誌面内容・構成、特集記事等の抽出、写真撮影やアンケートの実施は広報常任委員会委員が行っており、表紙写真に関しては、委員間での輪番制により取り組んでいる。また編集については、正副委員長と連携しながら事務局が行い、広報常任委員会で最終確認を行っている。

これまでから、読者である住民にとって解りやすい議会だよりの作成に努めてきたが、「住民が気軽に手を取り、議会に興味をもってもらえる広報」を念頭に、令和元年12月1日発行分から、1年をかけて誌面内容の見直しに取り組んだ。その結果、令和2年（第35回）町村議会広報全国コンクールにおいて、奨励賞（企画・構成部門）を受賞した。

更にその後、コンクールやクリニックでの講評・評価を踏まえ、令和3年6月の広報常任委員会において、住民（読者）にとって、「見たいと思えるものに」「知りたいものに限定」「読まれるための徹底工夫」「進化する議会だよりに」の4つを柱とする『議会だより編集方針』を取り決め、著作権や個人情報の取扱いにも留意しながら、当該方針に基づく議会だよりの作成に努めている。

2. 議会改革特別委員会の設置

平成21年12月の議会運営委員会において、議員定数削減問題をきっかけに、「議会

の改革に関する案件を議論する場合、議員間における意見の不一致が生じたりする。内容によっては議決を伴うことも考えられ、しっかりと議論する場が必要である。」と多数の委員から声があり、平成２２年２月に議会改革特別委員会を設置した。

しかし、平成２４年において、活動実績が少ないことから、当委員会の今後の在り方（存続）について課題とし議論を重ねた。結果、当委員会の活発化を図るため、議会基本条例の制定を行うこととなった。約１年間にわたる学習（協議・研究）を重ね、平成２６年第３回定例会（９月議会）において、当委員会の発委により、大山崎町議会基本条例を制定した。そのほかの実績としては、住民との懇談会・議会報告会について、会議規則及び傍聴規則の見直しについて検討を行ってきた。

現在は、コロナ禍によってこれまでの働き方が見直され、ＤＸ（デジタル）化及びＩＣＴ化が推進されていることと、議会中継（録画）ＬＩＶＥ（ライブ）配信の実現、ＺＯＯＭ（ズーム）等によるオンライン会議の実現を目指し、現在「議会用タブレット整備事業」に取り組んでいる（令和４年度整備予定）。

３．議会と町民との懇談会の開催

より広く町民の意見を把握し、議会活動を通して町政に反映させるため、大山崎町議会と町民との懇談会を平成３１年４月から開催して町民（団体）と意見交換を実施している。開催方法は２通りで、町民（団体）から議会に申し込む「町民公募型」と、議会から町内の特定の団体等に申し込む「議会発信型」である。

これまでの実績は、町民公募型を２回開催。いずれも開かれた議会を目指す視点から効果的であった。（現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を一時停止している。）今後は、他の取り組みとして「議会報告会」の実施、手段としてＤＸ（デジタル）化推進を踏まえたオンラインでの実施に向けて、進めていきたいと考えている。

（事績３）地域活性化のため特別な取り組みをした議会

１．新型コロナウイルス感染症対策に関する議会の取組

令和２年２月に、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しはじめたことから、同月

に開催した全員協議会で、「議場及び委員会室におけるマスク着用の義務付け」「咳及び発熱のある場合出席停止」「(議員に) 感染症発症者が出た場合の一定期間議会の停止」等、新型コロナウイルス感染症対策について協議・検討を行った。

その結果、議場における議席間及び執行部職員席間にパーティションの設置、一般質問や委員会審査等でのマスク着用と1時間ごとに休憩をとる等の対策を講じたほか、密を避けて委員会での傍聴ができるように天井埋め込み型スピーカーを設置するといった予防対策を講じた。しかしながら、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、同年5月に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、臨時会を開催。「いまこの街に必要なことは何か。」「議会ができることは何か。」について議員間で議論を行い、様々な意見が出された結果、コロナ対策への素早い実施が望まれるため、令和2年第2回定例会(6月議会)での一般質問を見送った。

その後は、これまでの定例会における一般質問をはじめ、全員協議会等にて、新型コロナウイルス感染症対策に関する質疑・議論を活発に行い、町当局に対して、町民や保育所・小中学校、高齢者施設等に対する感染予防対策の周知徹底、特にワクチン接種に関しては、速やかに情報提供を行うよう求めてきたところである。加えて、議会だより(令和3年9月1日発行)において、円滑なワクチン接種にむけて特集記事を掲載。ワクチン接種を希望される住民のすべての方がスムーズに接種できるように、広報常任委員会委員による集団接種会場でのアンケートを実施し、ご協力いただいた住民の声等に基づきワクチン接種に関する提言を町当局に行った。その結果、「接種までの手続きや、予約の手順をわかりやすいように接種券を見直」「予約時の混乱を軽減するために、コールセンター回線数の増設」「ネット予約が難しい方への配慮として、電話予約日の追加」「接種会場(集団・個別)までの移動手段の確保」「優先接種対象者の拡充」「ワクチン未接種の町民等に対する抗原検査キット購入支援」といった改善がなされた。

そのほか、令和2年の定例会では、一般会計予算に対する付帯決議や新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議の提出、感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書を提出した。